

# 公益財団法人愛媛県消防協会自動車駐車場賃貸借管理規則

## (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）が所有又は管理する自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の賃貸借に必要な事項を定め、もって管理運営の適正を図ることを目的とする。

## (名称、位置等)

第2条 この規則が適用される駐車場の名称、位置及び駐車台数は次のとおりとする。

名 称	位 置	駐車台数	駐車台数
公益財団法人愛媛県消防協会月極駐車場	松山市築山町1番35号	普通自動車 11台	軽自動車 2台

## (駐車対象自動車)

第3条 駐車場賃貸借の対象自動車（以下「自動車」という。）の大きさは、自動車検査証に記載の大きさとし、特に認める場合を除き、長さ4.9m以下、幅1.9m以下かつ高さ2.0m以下の自動車（二輪車を除く。）とする。ただし、駐車場の状況によりさらに大きさを制限する場合がある。

## (賃貸借契約)

第4条 駐車場の利用を希望する者は、駐車場借受申請書（別記様式第1号。以下「借受申請書」という。）を公益財団法人愛媛県消防協会会長（以下「会長」という。）に提出し、駐車場賃貸借契約書（別記様式第2号。以下「賃貸借契約書」という。）により会長と賃貸借契約を締結しなければならない。

## (賃貸借期間)

第5条 駐車場の賃貸借期間は、1年以内とする。

- 借受申請書の提出が年度の途中である場合の賃貸借契約期間については、その開始の日から当該年度の3月31日までとする。
- 会長は、賃貸借期間満了日の30日までに、前条の規定により賃貸借契約を締結した者（以下「借受者」という。）から借受申請書が再提出された場合は、賃貸借契約を更新することができる。

## (借受者の区画の決定)

第6条 借受者の区画は、借受申請書をもって決定するものとする。ただし、借受者が複数の場合は、抽選等により決定するものとする。

## (賃借料及び区画)

第7条 駐車場賃借料は、次のとおりとする。

区 分	屋 根 付 き (区画A～H)	屋 根 な し (区画I～K)	屋 根 な し (軽区画O・Z)
賃借料	月額8,000円 (税別)	月額7,000円(税別)	月額6,000円(税別)

(別紙 区画概略図のとおり)

- 2 会長は、賃貸借期間が1か月未満であるとき又はその期間に1か月未満の日数があるときの賃借料は、それぞれ前項の賃借料を1か月を30日として日割り計算した額とし、円未満の端数が生じた場合は円未満の金額を切り捨てるものとする。ただし、借受者の都合により中途解約する場合は、日割り計算は、行わないものとする。
- 3 会長は、賃借料について、税制の改正、経済情勢の変動等により適正を欠くと認められるときは、賃貸借契約期間中であってもこれを改定することができる。
- 4 会長は、前項の規定により賃借料を改定する場合は、当該借受者に対して3か月前までに通知しなければならない。

#### (賃借料の納入)

第8条 賃借料は、毎月月末(月末が休業日のときは翌月最初の営業日)までに翌月分を現金又は口座振込により前納させるものとする。ただし、月の途中から契約したその月分は、契約締結後10日以内に、翌月分は前月末日までに現金により納入させるものとする。

#### (借受者の使用上の遵守事項)

第9条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 場内では徐行運転し、常に交通安全に注意すること。
- (2) 騒音やごみの不始末等により近隣に迷惑を及ぼさないようにすること。
- (3) 他の自動車の出入りを妨げることがないよう駐車すること。
- (4) 区画を第三者に転貸し、又は使用权を第三者に譲渡しないこと。
- (5) 物品の存置など、区画を駐車以外の用途に使用しないこと。
- (6) 区画の現状を変更し、又は工作物を設置しないこと。
- (7) 一区画には同時に二台以上の自動車を駐車しないこと。
- (8) 引火性又は発火性の物品や毒物を持ち込み、又は自動車に積み込まないこと。
- (9) 自動車を廃車状態で放置しないこと。
- (10) その他公序良俗に反する行為をしないこと。

#### (契約の解除)

第10条 次の各号に該当するときは契約を解除するものとする。

- (1) 第4条の申請をしなかったとき。
  - (2) 偽りにより借受の申込みをしたとき
  - (3) 賃借料を3か月以上滞納したとき。
  - (4) 契約書の内容を守らないとき
  - (5) 借受者から駐車場借受解除申出書(別記様式第3号)が提出されたとき。
- 2 借受者は、会長から前項(第5号を除く。)の規定により契約解除する旨の通告を受けたときは、直ちに駐車場を明け渡さなければならない。なお、契約解除後、

3か月を経過しても、借受者が駐車場から当該借受者の車両又は残留物を撤去しない場合は、会長は当該借受者が所有権を放棄したものとみなし当該車両等を任意に処分し、これに要した費用を当該借受者に請求することができる。

(公共又は公益目的事業等による契約の取消又は休止)

第11条 駐車場用地の全部又は一部を公共用又は公益目的事業等の用に供する必要が生じたときや維持補修工事などによりやむを得ない理由がある場合にはその旨を速やかに借受者に通知するとともに、契約の解除又は休止するものとする。

(損害賠償等)

第12条 自動車の管理は、借受者の責任において行い天災、火災、盗難、事故その他の理由による損害については、すべて借受者において処理するものとする。また、借受者が管理者又は第三者に被害を及ぼしたときは、借受者の責任においてこれを解決するものとし、その損害を賠償しなければならない。

(滞納の処理)

第13条 会長は、借受者が賃貸料の履行をしない場合は、次の方法により滞納の処理を行う。

(1) 督促状の送付

(2) 裁判所への支払督促等の申立て

2 前項各号の処理をするにあたり、督促納入の期限を定める場合は、発送から起算して7日以上経過した日を期限とする。

(除雪等)

第14条 除雪及び排雪は、実施しないものとする。

(返還の届出)

第15条 借受者は、廃車又は契約対象外となるため等により区画を使用しなくなる場合は1か月前までに必ず会長に届出をするものとする。

(自動車及び自動車登録番号変更の届出)

第16条 借受者は、自動車や自動車登録番号を変更する場合は速やかに借受申請書に変更内容を記入し会長に届出するものとする。

(自動車保管場所使用承諾書)

第17条 自動車保管場所使用承諾証明書の発行は、別途要領により実施するものとする。

(補則)

第18条 この規則に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第19条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

別紙 区画概略図

